９月分　　№13

件　名	農業技術センター敷地内立入禁止の対応について
受付日	令和８年９月 24 日
ご意見・ご提案の概要	犬の散歩等を理由に、農業技術センター敷地内を立入禁止とする方針について、地域住民として大変残念に感じている。 その活動に一定の理解と協力をしてきたつもりであるが、地域住民側も決して何の不便や負担もなく生活しているわけではない。 施設の維持・管理上、ペットの糞尿被害や作物の持ち去り、ゴミの放置などへの対策が必要であることは理解できるが、それらを理由として一律に立入禁止とすることが、本当に地域住民とのより良い関係を築くための唯一の方法なのか。 施設側にも守るべきルールや事情があることは理解しているが、地域住民側だけに我慢や制限を求めるのではなく、双方が歩み寄り、ルールを設けた上で利用を認めるなど、立入禁止以外の方法を検討してほしい。
県の考え方	農業技術センターは、県民への安全・安心な食料供給に資する試験研究施設であり、様々な作物や研究を行う設備を適切に管理する必要があります。 近年、作物の盗難や施設へのいたずら、犬のふんの放置等が発生していたことから、地元自治会とも相談を重ね、注意喚起の看板設置やチラシ配布、フェンス設置など段階的な対策を講じてきました。 しかし、その後も問題が継続したため、施設管理及び安全確保の観点から平日夜間及び休日に立入制限を実施することとしました。なお、自治会活動等については事前届出により引き続き利用可能としており、今後も地域との良好な関係の維持に努めてまいります。
担当課	農政部　農政課